

湯梨浜町地域防災計画

【津波対策編】

平成 30 年 03 月

湯梨浜町防災会議

湯梨浜町地域防災計画（津波対策編） 目 次

第 1 章	計画的な津波対策の推進	1
第 1 節	基本方針	1
第 2 節	被害想定	2
第 2 章	津波災害の予防	7
第 1 節	津波に対する備え	7
第 2 節	津波危険地域の把握、周知	9
第 3 節	津波避難体制の整備	9
第 4 節	津波に関する知識の普及啓発	12
第 3 章	津波防災地域づくりに関する法律への対応	16

第 1 章 計画的な津波対策の推進

第 1 節 基本方針

本計画は、町、県及び防災関係機関等が津波対策を計画的に推進することにより、津波災害から住民の生命・身体、財産を守ることを目的とする。

県は、東日本大震災の甚大な津波被害を踏まえ、平成 23 年 7 月に「鳥取県津波対策検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、「鳥取県地震防災調査研究報告（平成 17 年 3 月報告）」で公表した津波被害想定を見直し、新たな断層モデルによる津波浸水予測図や被害想定等を作成した上で、津波対策等の検討を行っており、町は、県検討委員会の津波被害想定等の検討結果を踏まえ、住民、関係機関等と協力して津波対策を計画的に推進する。

○鳥取県津波対策検討委員会の検討結果

1. 検討委員会で検討を行った下記 3 波源に基づく津波浸水予測図を、避難を中心とした対策を行うための「暫定的な予測」として公表し、避難対策等のソフト対策に取り組む。
 - ①鳥取沖東部断層（Mw7.3）
 - ②鳥取沖西部断層（Mw7.05）
 - ③佐渡島北方沖断層（Mw8.16）※津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年 12 月 27 日施行法律第 123 号）の制定により、改めて県が津波浸水想定を設定するまでの間（数年間を要するものと推測）も、委員会の浸水予測を「暫定的な予測」と位置づけ、避難対策等のソフト対策に取り組むことにより住民の安心・安全の推進を図ることとした。
2. 想定した 3 つの断層ごとに条件（堤防機能等）を設定しシミュレーションを行い、津波浸水予測図の結果を重ね合わせた「最大の津波浸水予測図」をもとに避難対策を行うことを基本とするが、複合災害などの対策にあたっては、遠地地震と近傍地震の特性を十分考慮する必要がある。
3. 今後予定されている市町村の避難対策等の事業を進めるにあたっては、必要に応じて学識経験者等のアドバイス等を受けながら行うことが望ましい。
4. 公表の津波浸水予測図等を含め、県が保有するデータは市町村へ提供し自由に使用できる。
5. 今後、断層モデルの見直し等、新たな科学的知見が確立された場合は、津波浸水想定シミュレーション等の見直しを適宜検討する。

第 2 節 被害想定

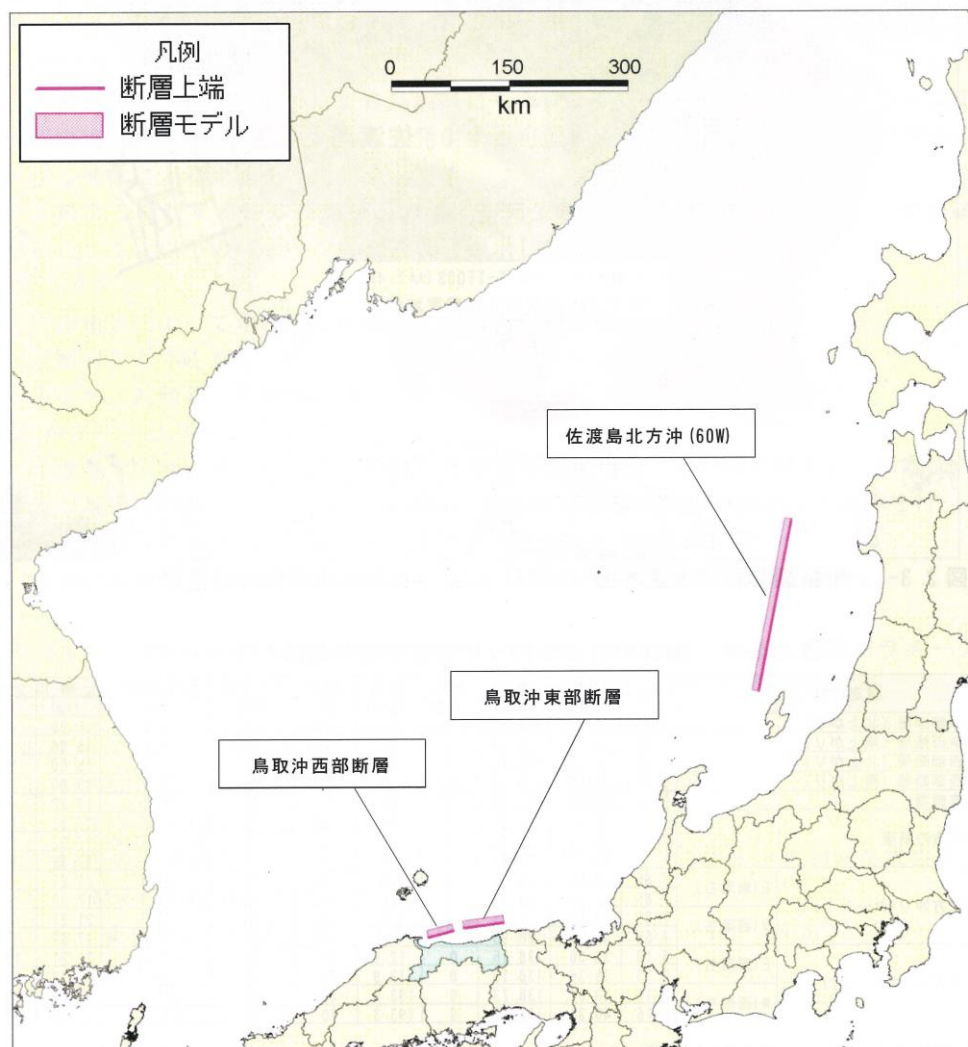
県津波対策検討委員会で検討した津波波源の断層モデルに基づく「鳥取県津波対策検討業務報告書」の概要は下記のとおり。

なお、今回の被害想定は、一定の条件等を設定した上でシミュレーションを行った結果であり、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、被害想定には一定の限界があること、とりわけ津波災害は、波源域の場所や地形条件等により、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じる地域差の大きな災害であることに留意する。

1. 想定した津波波源の断層モデルパラメーター、位置図

想定断層	Mw	緯度	経度	深さ	走向	傾斜	すべり角	長さ(連動)	幅	すべり量
		(度)	(度)	(km)	(度)	(度)	(度)	(km)	(km)	(m)
佐渡島北方沖 (パターン 2) 60W(西落ち)	8.16	40.31	138.73	0	193.3	60	90	222.2	17.32	16.00
鳥取沖東部断層	7.30	35.75	134.46	0	262.0	90	40	51.0	15.00	4.24
鳥取沖西部断層	7.05	35.65	133.75	0	255.0	90	40	33.0	15.00	2.74

○想定断層位置図



2. 湯梨浜町の最大浸水想定面積、最大波高等

	浸水面積	第1波到達	最大波到達	津波高 (m)	震 源
湯梨浜町	0.811 k m ²	87分	174分	5.62m	佐渡島北方沖

○想定地震別の本町の浸水面積 (k m²)

(堤防が機能しない場合/海岸堤防が機能しない場合)

	湯梨浜町
佐渡島北方沖 (パターン2) (60W)	0.755
鳥取沖東部断層 (北上がり)	0.387
鳥取沖西部断層 (北上がり)	0.150

○想定地震別の津波到達時間、津波高

<佐渡島北方沖パターン2>

	隆起・沈降	津波の 到着時間	最大波の 到達時間	津波の高さ
	(m)	(分)	(分)	(m)
湯梨浜町	0.00	87	174	5.62

<鳥取沖東部断層北上がり>

	隆起・沈降	津波の 到着時間	最大波の 到達時間	津波の高さ
	(m)	(分)	(分)	(m)
湯梨浜町	-0.09	8	14	4.57

<鳥取沖西部断層北上がり>

	隆起・沈降	津波の 到着時間	最大波の 到達時間	津波の高さ
	(m)	(分)	(分)	(m)
湯梨浜町	-0.02	13	38	0.64

3. 被害想定

(1) 人的被害

ア 佐渡島北方沖 (パターン2、60W)

区分	海岸堤防が機能しない場合			堤防が機能する場合		
	浸水範囲 内総人口	死者数	避難対象 人口	浸水範囲 内総人口	死者数	避難対象 人口
湯梨浜町	534	2	534	315	1	315

イ 鳥取県東部断層 (北上がりのケース)

区分	海岸堤防が機能しない場合			堤防が機能する場合		
	浸水範囲 内総人口	死者数	避難対象 人口	浸水範囲 内総人口	死者数	避難対象 人口
湯梨浜町	215	0	215	144	0	144

ウ 鳥取県西部断層（北上がりのケース）

区分	海岸堤防が機能しない場合			堤防が機能する場合		
	浸水範囲 内総人口	死者数	避難対象 人口	浸水範囲 内総人口	死者数	避難対象 人口
湯梨浜町	147	0	147	134	0	134

（２）建物被害

ア 佐渡島北方沖（パターン２、60W）

区分	海岸堤防が機能しない場合				堤防が機能する場合			
	浸水範囲 内総建物	全壊	大規模 半壊	半壊	浸水範囲 内総建物	全壊	大規模 半壊	半壊
湯梨浜町	295	20	32	74	182	10	14	51

イ 鳥取県東部断層（北上がりのケース）

区分	海岸堤防が機能しない場合				堤防が機能する場合			
	浸水範囲 内総建物	全壊	大規模 半壊	半壊	浸水範囲 内総建物	全壊	大規模 半壊	半壊
湯梨浜町	138	6	5	23	86	5	5	19

ウ 鳥取県西部断層（北上がりのケース）

区分	海岸堤防が機能しない場合				堤防が機能する場合			
	浸水範囲 内総建物	全壊	大規模 半壊	半壊	浸水範囲 内総建物	全壊	大規模 半壊	半壊
湯梨浜町	89	2	3	19	84	2	3	18

４．湯梨浜町の浸水予測図

県は、下記条件の浸水予測図（３波源×２条件）の最大の浸水深を示すメッシュを重ね合わせ、初期潮位を朔望平均満潮位（T. P. +0.5m）とした最大の浸水予測図を作成し、県の津波浸水予測図として公表した。

町は、この津波浸水予測図に基づき対策等を行うこととするが、この津波浸水予測図より広い範囲が浸水したり、浸水深が深くなる場合があることに十分留意する。

- （１）佐渡島北方沖（パターン２）（60W）海岸堤防が機能しない場合
- （２）佐渡島北方沖（パターン２）（60W）河川堤防・海岸堤防が機能する場合
- （３）鳥取沖東部断層（北上がり）河川堤防・海岸堤防が機能しない場合
- （４）鳥取沖東部断層（北上がり）河川堤防・海岸堤防が機能する場合
- （５）鳥取沖西部断層（北上がり）河川堤防・海岸堤防が機能しない場合
- （６）鳥取沖西部断層（北上がり）河川堤防・海岸堤防が機能する場合

○湯梨浜町津波ハザードマップ
資料編のとおり

○河川津波遡上の調査結果

河川名	想定断層	堤防条件	隆起・沈降	津波の到達時間	最大波の到達時間	津波の最大値	最大水位	浸水面積			浸水状況（堤内地）
			(m)	(分)	(分)	(m)	T. P +m	堤外地 (m ²)	堤内地 (m ²)	計 (m ²)	
天神川	佐渡北方沖パターン2 (60W)	堤防あり	0.00	91	161	3.23	3.73	84.167	98.333	182.500	浸水あり
橋津川	鳥取沖東部断層（北上がり）	堤防なし	-0.04	10	16	0.92	1.38		23.951	23.951	浸水あり

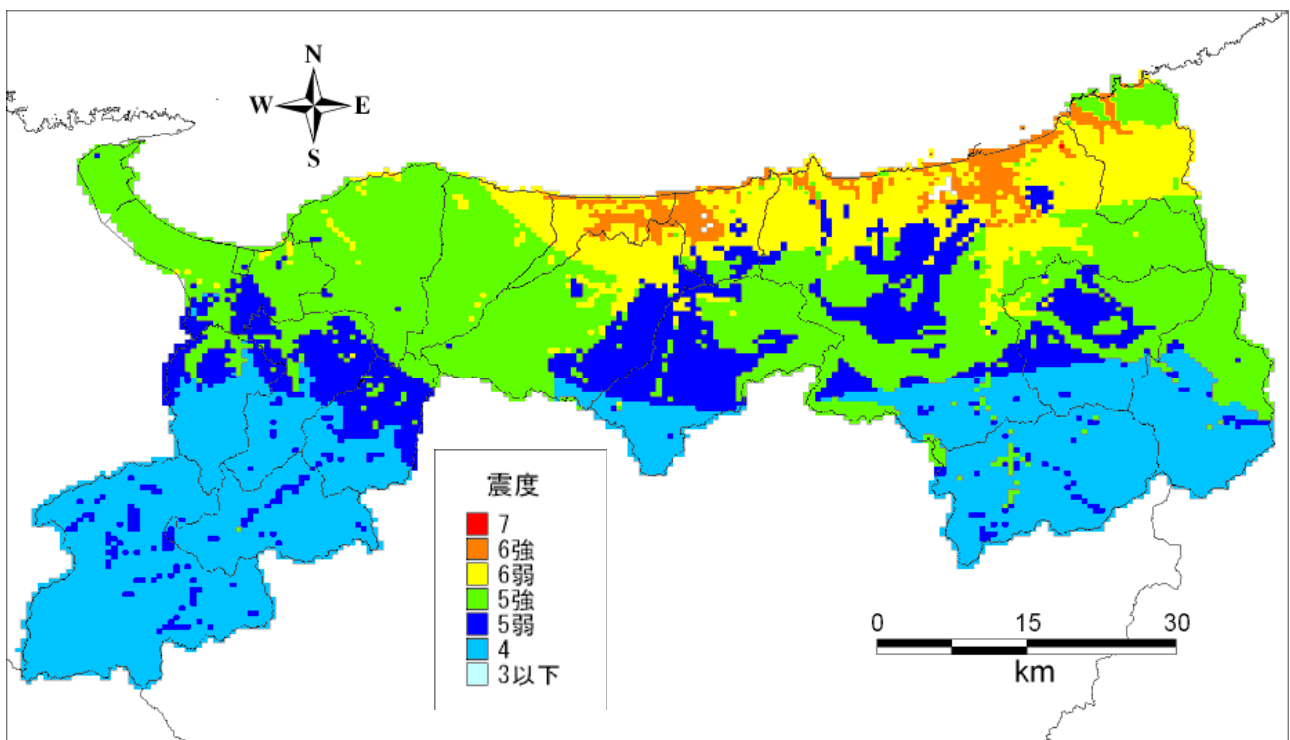
5. 鳥取沖東部断層、鳥取沖西部断層の地震動

県は、近傍で発生する地震は、地震動による被害（建物倒壊、道路被害等）も検討する必要があるため、鳥取沖東部断層と鳥取沖西部断層の震度を距離減衰式で算出している。

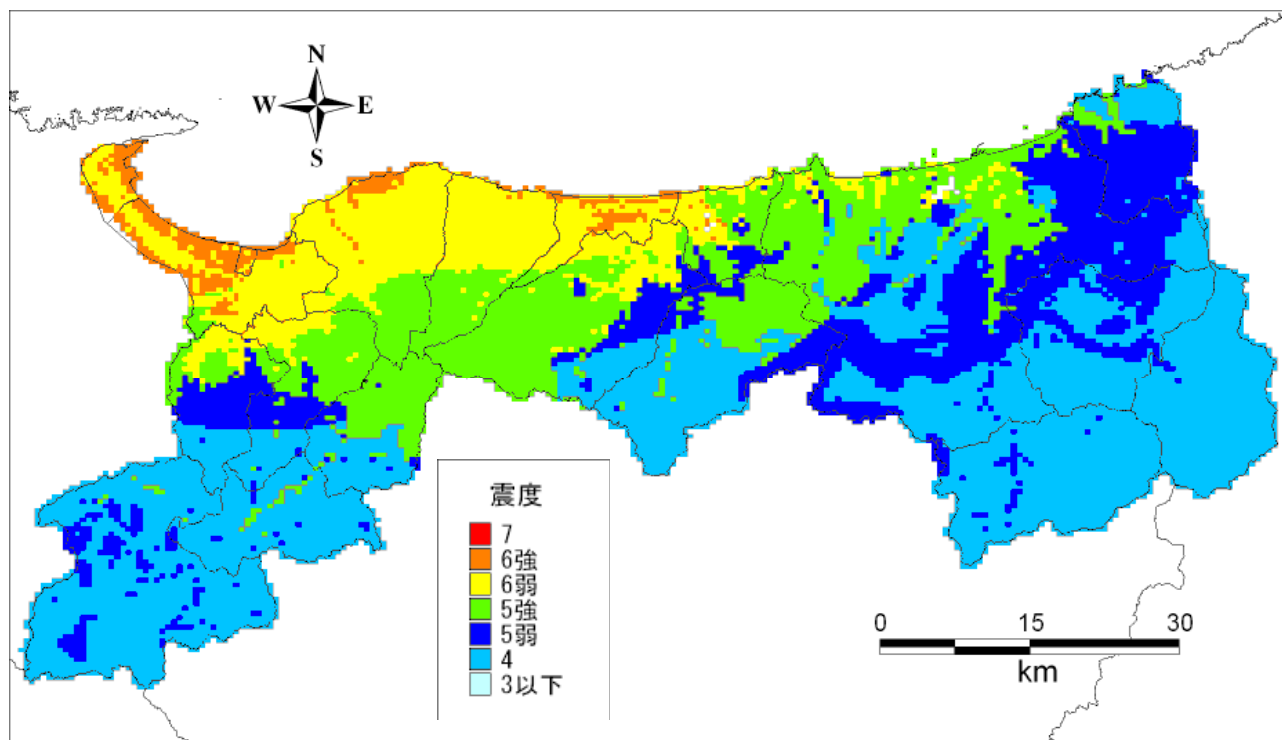
町は、近傍で発生する地震の場合は、津波の避難対策を行う上で、複数の避難経路を検討する等、地震動による被害も考慮する。

なお、地震動による被害の対策の基本としている、鳥取県地震防災調査研究報告書（平成17年3月報告）による「予防対策用地震動マップ」を以下に示す。

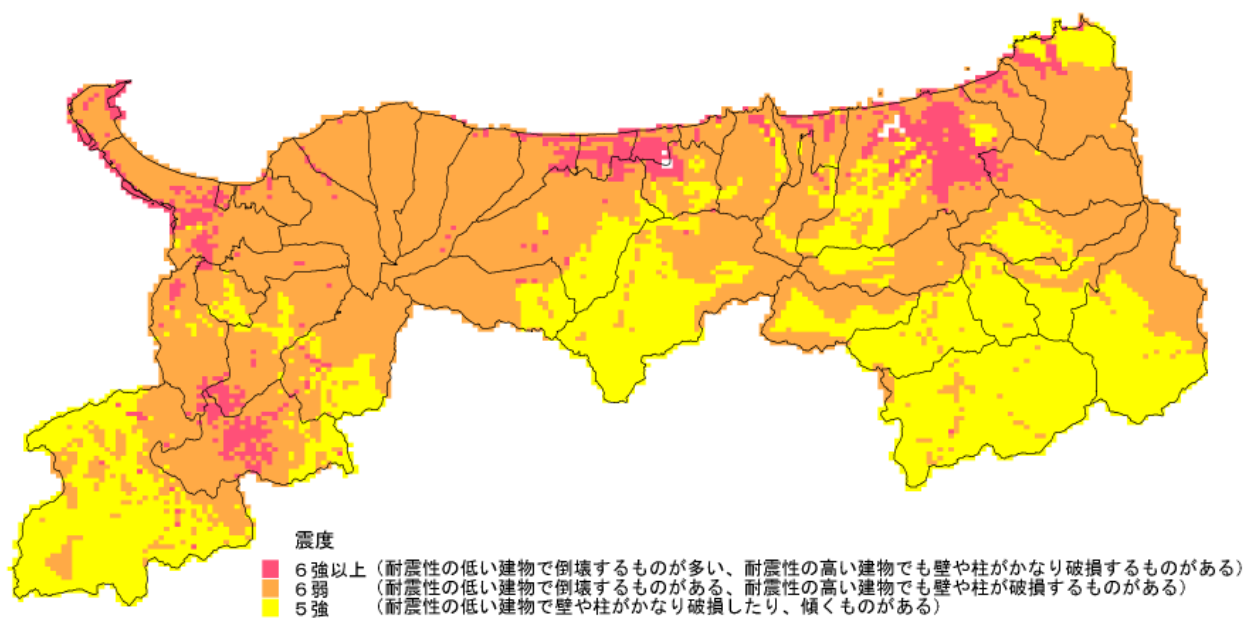
○鳥取沖東部断層の震度分布図



○鳥取沖西部断層の震度分布図



○予防対策用地震動マップ



第 2 章 津波災害の予防

第 1 節 津波に対する備え

1. 海岸保全施設整備事業、港湾及び漁港の改修事業等

県は、海岸保全区域について、津波等による被害を防止するため、人工リーフ、離岸堤、突堤、護岸（堤防）、消波堤並びに緩傾斜護岸等の工事を行う。また、泊漁港において、津波等による被害を軽減できる主な漁港施設である外郭施設の防波堤、護岸等の整備を推進する。

2. 津波の観測・予報体制の整備

気象庁が実施する津波の観測・予報体制の整備の概要は、以下のとおりである。

気象庁は、今後、引き続き、これらの観測・予報体制の整備及び津波警報・注意報及び予報伝達の迅速化に努める。

- (1) 気象庁の行う業務は、主として各地の震度、地震発生時の震源・規模の決定、津波の発生の有無・規模の判定

ア 来襲地域及び到達時間の予想を目的としている。

- (2) 地震が発生した場合には、気象庁本庁または大阪管区気象台においてその震源諸要素が決定されるとともに、津波発生の有無の判定がなされる。

- (3) 津波の高さは、検潮装置等のある観測施設によって観測される。観測施設がない場所については建物に残された痕跡調査等によって推定できる場合がある。

- (4) 気象庁の津波観測施設は境検潮所にあり、検潮儀及び巨大津波観測計が設置され、テレメータ方式により気象庁本庁及び大阪管区気象台で常時監視している。

- (5) 大津波警報（津波特別警報）・津波警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合に、大津波警報、津波警報または津波注意報を発表する。（運用開始時期：平成 25 年 3 月）

ア 大津波警報・津波警報・注意報の発表方法

(ア) 従来の津波警報（大津波）、津波警報（津波）は、それぞれ大津波警報、津波警報と表記。

(イ) 津波の到達予想時刻は、同一の津波予報区でも大きく違う場合があることを明示。

(ウ) 地震の規模推定の不確定性が大きい場合の地震規模（マグニチュード）は、「M8を超える巨大地震」と表現し、津波観測に関する情報において、観測された津波の高さが、予想される津波の高さよりも十分小さい場合は、数値ではなく「観測中」と発表。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報を、従来の観測情報とは別に新設。沖合の観測値から推定される沿岸での津波の高さは、津波予報区単位で発表し、その高さが予想されている高さよりも小さい場合は、数値ではなく「推定中」で発表。

イ 津波警報等の発表基準と津波の高さ予想の区分

警報・注意報の 分類	津波の高さ予想の区分		発表する津波の高さ	
	発表基準	数値表現	定性的表現	
大津波警報 (津波特別警報)	10m～	10m< 予想高さ	10m超	巨大
	5m～10m	5m< 予想高さ≤10m	10m	
	3m～5m	3m< 予想高さ≤5m	5m	
津波警報	1m～3m	1m< 予想高さ≤3m	3m	高い
津波注意報	0.2m～1m	0.2m≤ 予想高さ≤1m	1m	(表記しない)

ウ 沿岸で観測された津波の高さの発表内容（津波観測に関する情報）

発表中の警報・注意報	第1波	最大波(数値発表基準)
大津波警報 (津波特別警報)	・到達時刻 ・押し引き	観測値＞1m (基準に満たない場合は「観測中」で発表)
津波警報		観測値≥0.2m (基準に満たない場合は「観測中」で発表)
津波注意報		すべて数値で発表 (ごく小さい場合は「微弱」)

エ 沖合で観測された津波の高さ、沿岸で推定される津波の高さを数値で発表する基準（沖合の津波観測に関する情報）

発表中の警報・注意報	沿岸の推定値を数値で発表する基準	沖合の観測値及び沿岸の推定値の表現	
		沿岸の推定値が基準に達した場合	沿岸の推定値が基準に満たない場合
大津波警報 (特別警報)	3 m<沿岸の推定値	沖合の観測値、沿岸の推定値とも数値で発表	沖合の観測値は「観測中」、沿岸の推定値は「推定中」で発表
津波警報	1 m<沿岸の推定値		
津波注意報	すべて数値で発表	沖合の観測値、沿岸の推定値とも数値で発表	

（6）津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

○津波予報の発表基準とその内容

	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

（7）津波情報

津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを知らせる。

○津波情報の発表基準とその内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さをm単位で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

第2節 津波危険地域の把握、周知

1. 津波危険地域の把握

町は、県が作成した津波浸水予測図等を参考に、津波が浸水する危険性の高い地域の建物数、人口（昼間、夜間）等の把握を行う。その際、避難が困難な地域の把握も併せて行う。

2. 津波ハザードマップ等の作成

町は、県の津波浸水予測図に基づき、浸水想定区域及び浸水深、到達時間、情報伝達手段、避難路、指定避難所等を記載した津波ハザードマップを作成するとともに、海拔表示看板を浸水想定区域に設置し、津波の危険性の高い地域の住民等に対して、広く危険性の周知を図る。

なお、作成にあたっては、住民の避難に有効に活用されるよう内容の検討を十分に行う。

第3節 津波避難体制の整備

1. 避難指示（緊急）の発令基準の設定及び周知

- (1) 町は、鳥取県に津波注意報及び津波警報が発表された場合に発令すべき避難指示（緊急）の基準を定めるとともに、対象地域（集落）をあらかじめ定めておく。
- (2) 町は、避難指示の対象地域の住民にこれらの基準及び津波発生時の緊急避難場所についてあらかじめ周知しておく。また、地震が発生した場合には、弱い地震であっても津波が到達する可能性があるため、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは沿岸付近に近づかないこと、安全な場所（高台、堅牢な建物等）に早急に避難すること、津波は繰り返し到達することがあるため、津波警報が解除されるまでは避難を続け、津波注意報が解除されるまでは海岸に近づかないこと等を周知・徹底しておく。

2. 津波情報伝達体制の整備

町は、住民はもとより、観光客、海水浴客、ドライバー等、様々な環境下にある住民等に対して、津波警報・注意報等を迅速、確実に伝達するため、あらゆる手段を活用した伝達体制を整備する。

また、海岸や漁港管理者、水産事業者、観光協会、ライフセーバー等の関係機関と情報共有を行い、円滑な情報伝達体制を整備する。

＜伝達手段の例示＞

- 海岸線の防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALERT）の整備
- サイレン、広報車等の整備
- 緊急速報メール（エリアメール）の整備、テレビ・ラジオ等の割込放送

3. 情報収集・連絡体制の整備

町は、津波による被害が町の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、国、県、他市町村及び防災関係機関等との連絡が、相互に迅速・確実に行えるよう情報伝達ルート多重化や情報収集・連絡体制の整備に努める。

4. 避難所の指定、整備

- (1) 町は、人口、地形、耐震性等の災害に対する安全性等を考慮し、できるだけ津波による浸水の危険性が低く、避難後も孤立しない場所にある公民館、学校等の公共施設等をあらかじめ

め避難所として指定するとともに、必要に応じて補修・補強等を行う。

やむを得ず、津波による被害の恐れのある場所を避難所に指定する場合は、建築物の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備、物資の備蓄等、必要な対策を行う。

- (2) 町は、指定した避難所をホームページ、ハザードマップ等により住民に周知するとともに、指定避難所等案内表示板やライト等により夜間でも安全に誘導できる施設等の整備に努める。
- (3) 町は、指定避難所の非常用電源及び情報収集・伝達手段を確保するとともに、指定避難所又は近傍で食糧・水・常備薬・毛布等の備蓄に努める。
- (4) 県は、町が避難所として県有施設等を指定する場合は積極的に協力し、当該施設管理者は指定避難所開設の際に、資機材の搬入・配備等で町に協力する。

5. 津波災害時の指定緊急避難場所の整備（「地震対策編」から移動）

(1) 津波災害時の指定緊急避難場所の整備

町は、津波災害時の指定緊急避難場所の整備にあたり、県の津波浸水想定結果を踏まえ、指定緊急避難場所を津波からの緊急避難先として利用できるよう、できるだけ浸水の危険性が少なく、かつ避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。また、避難生活を送る場所として整備された指定避難所を津波からの指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民に周知徹底を図る。

また、津波災害時の指定緊急避難場所は、災害時には、自衛隊や消防機関などの活動拠点となることが多いことから、住民と防災関係機関が活用する場所の配置方針等の作成に努める。

また、津波ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保など、まちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。

(2) 避難路、避難階段等の整備

町は県と連携し、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するものとする。

(3) 地震・津波発生後の指定緊急避難場所の確保

町は「地震・津波発生直後の緊急避難場所」の指定を行う。津波に対する緊急の避難場所としては、高台を選定するか、適地がない場合は、堅固な中高層建築物や人工構造物を緊急の避難場所に利用する、いわゆる津波避難ビルの指定・整備を行う。

なお、指定した場合においては、施設管理者と休日、夜間等の使用について協議する。住民等に対しては、「地震・津波発生直後の指定緊急避難場所」と、「避難生活を送るための指定避難所」の違い等に合わせて、内容について周知徹底するものとする。

6. 津波避難ビルの指定等

町は、津波発生から到達までの時間的猶予や、地形的条件等により、避難が特に困難と想定される地域に対して、緊急避難場所として津波避難ビル等を指定し、住民等に周知する。

津波避難ビル等の指定にあたっては、「鳥取県津波避難ビル指定基準（仮称）」（県生活環境部作成）等を参考に、構造的要件や位置的条件を十分勘案し、適切な構造物等を選定する。

また、必要に応じて津波避難ビルから指定避難所への避難の誘導方法等をあらかじめ定めておく。

7. 避難路の指定、整備

町は、住民が徒歩で安全・確実に避難できるよう避難路等をあらかじめ指定し、ハザードマップ等により住民に周知するとともに、安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫、改善、改修に努める。

また、地震によるブロック塀の倒壊や液状化等で避難路が使用できないことを想定し、できるだけ複数の避難路を選定する。

- (1) 地震・津波発生時には、家屋やブロック塀の倒壊、液状化等による道路の損傷、渋滞・交通事故等の発生が予想されることから、津波発生時の避難は徒歩を原則とする。

ただし、津波到達時間、避難所、緊急避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車で避難せざるを得ない場合は、町は、警察等の関係機関と調整を図りながら、自動車で安全・迅速に避難できる方策を検討しておく。

- (2) 町は、避難誘導等を行う防災事務に従事する者（町職員、警察官、消防士、消防団員等）の安全を確保するため、津波災害時の町消防団活動・安全管理マニュアル（H28.12 作成）に基づき活動するものとする。

○避難に使える時間の違いによる避難方法

避難時間	避難方法
① 避難に時間がある場合 ・想定：佐渡島北方沖の波源 ・最大波の到達時間：最短120分程度 ・地震動：小さい ・浸水予測範囲：下記②より広い	・家族や地域の人々に声をかけながら、余裕を持って避難を開始する。 ・近くにある浸水予測範囲内の避難ビル等ではなく、浸水予測範囲外にある高所や指定避難所に避難する。 ・「やむを得ず自動車により避難せざるを得ない」避難者、要配慮者及びその支援者は、時間的余裕はあるものの特に早めに避難する。 ・ラジオ等を携帯し、絶えず津波に関する最新の情報を確認する。
② 避難に時間がない場合 ・想定：鳥取沖東部及び鳥取沖西部の波源 ・最大波の到達時間：最短10分程度 ・地震動：大きい ・浸水予測範囲：上記①より狭い	・自分の身は自分で守ることを優先して、各自が率先して近くの避難ビルまたは高台に避難を行う。（緊急避難場所） ・避難を要する地域では、震度が大きく被害が発生している可能性があるため、建物・ブロック塀等の倒壊、道路閉塞により、実質的に避難に使える時間がさらに減少することを考慮して、避難路・避難手段を選択する。 ・徒歩で避難することを原則とするが、「やむを得ず自動車により避難せざるを得ない」避難者、要配慮者及びその支援者は、車で避難する（ただし、車による避難方法について事前に十分検討しておく必要がある）。

8. 津波避難計画の作成

- (1) 町は、津波ハザードマップを基に、津波避難対象地区を指定した上で、避難対象地区の自主防災組織等と連携しながら、具体的かつ実践的な津波避難計画を作成し周知徹底を図る。

なお、津波避難計画には、緊急避難場所等、避難路、津波情報（津波警報・注意報）や避難指示（緊急）の伝達方法、避難に関する注意情報等を定める。

また、町は、自主防災組織等と連携し、津波ハザードマップを基に、避難誘導に有効な避

難対象地区のより詳細な情報等を記載した防災マップの作成に努める。

- (2) 津波避難対象地区や沿岸部等の津波被害の可能性のある地域に立地する、学校、病院、福祉関係施設、その他多数の者を収容する施設の管理者（町及び県を含む）は、それぞれの施設の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知する。

9. 津波避難訓練の実施

町及び防災関係機関は、住民、自主防災組織、上記7（2）の施設管理者等と連携し、津波発生を想定した訓練の実施に努める。

なお、夜間等の様々な条件に配慮した上で、訓練目的、被害想定等を具体的に設定し、訓練効果が得られるよう実践的な訓練となるよう工夫するとともに、訓練で得られた成果を地域防災計画や避難計画等の見直しに反映させる。

10. 避難行動要支援者への対応

町は、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時から情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者支援プラン（個別計画）の整備・活用を推進する。

11. 帰宅困難者への対応

町は、津波被害のため帰宅が困難となったり、移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という）の発生による混乱を防止するため、帰宅困難者を支援するための対策を推進する。

12. 観光客・一時滞在者への対応

町は、商用、観光、海水浴等の目的で一時的に滞在する者を適切に避難誘導するため、海岸や漁港管理者、観光協会等の関係機関の協力を得ながら、案内板の掲示等避難対策を推進する。

13. 水門等の閉鎖体制整備

主要な水門等の管理者は、津波発生時の情報伝達体制や津波到達時間内に水門閉鎖を行う操作員の作業ルール等を策定し、操作員の安全を確保する。また、遠隔閉鎖体制の整備を合わせて行う。

第4節 津波に関する知識の普及啓発

1. 防災思想の普及啓発

町は、自らの身の安全は自らが守るのが防災・減災の基本であることを踏まえて、津波災害に限らず災害時の「自助・共助」の重要性について、防災訓練、防災講習会等の機会や、広報誌、パンフレット配布、テレビ・ラジオ・新聞等のマスメディア等での情報発信等、あらゆる機会を通じて普及啓発を図る。

＜普及啓発の内容（一例）＞

○住民は平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動すること。

○災害時には、近隣の負傷者や高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を支援すること。

○緊急避難場所等では自ら活動すること。

○国や県、町が行っている防災活動に協力すること。

2. 防災思想の普及啓発

町及び防災関係機関等は、災害時における適切な判断力等を養成し、津波発生時の円滑な災害応急対策を実施するため、定期的に防災訓練、防災講演会・講習会等を開催し、職員に対して必要な知識の習得や防災対応能力の向上を図るよう努める。

3. 住民に対する普及啓発

- (1) 町は、津波浸水予測図や津波ハザードマップ等により、津波の浸水が予測される地域を住民に広く周知する。
- (2) 町は、津波による人的被害を軽減する方策は住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、防災週間や津波防災の日（11月5日）等の防災関連行事等を通じて、広報誌、パンフレット配布、テレビ・ラジオ・新聞等のマスメディア等を活用して、津波シミュレーション結果等を示した上で、津波警報や避難指示の意味や津波に対する注意事項（下記注意事項を参照）等の情報を発信し、地震・津波発生時において、住民が的確に行動できるよう正しい知識や防災対応について普及啓発を図る。

○津波に対する注意事項

(1) 一般住民に対する内容

- ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所（緊急避難場所）に避難する。
- イ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手する。
- ウ 地震を感じなくても、津波注意報・警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所（指定避難所等）に避難する。
- エ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで避難行動を継続する。
※津波の到達予想時刻を経過した場合であっても、沿岸部や津波が遡上するおそれのある河川には決して近づかず、引き続き安全な場所での避難行動を継続する。
- カ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。

(2) 船舶に対する内容

- ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）退避する。
- イ 航行船舶がラジオ、テレビ、無線情報などで地震・津波情報を入手した場合は、水深の深い海域に避難する。
- ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手する。
- エ 地震を感じなくても、津波注意報・警報が発表されたときは、直ちに港外退避する。
- オ 港外退避できない小型船は、直ちに高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- カ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで避難行動を継続する。
※港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行うこととし、地震発生後、短時間で津波の来襲が予想される場合は、直ちに安全な場所に避難する。
- キ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。

4. 事業所等に対する普及啓発

町は、災害時等において事業者が適切な行動をとれるよう、事業所に対して広報誌、パンフレット配布、テレビ・ラジオ・新聞等のマスメディア等を活用した情報発信や防災講習会の開催等により、津波災害に対する正しい知識や防災対応について普及啓発を図る。

また、災害時の事業所の果たす役割は重要であることから、事業者は、災害時に重要事業を継続するための事業継続計画（BCP）を、県や関係機関等と連携し計画的に策定する。

5. 学校等における防災教育

（１）児童生徒等に対する防災教育

学校は、各教科、道徳や総合学習時間、特別活動等の学校の教育活動全体を通じて、こども園等は日々の保育活動を通じて、学識経験者等による講義や防災に関する手引等を活用して、津波災害等の基礎知識や地震・津波発生時の適切な行動等について、児童生徒等に教育を行う。

なお、教育を実施する際は、児童生徒等の発達段階や学校・こども園等の立地条件、地域の特性等に応じた内容に配慮し、旅行先等で津波被害に遭う可能性もあることから、広く津波防災教育に努める。

また、地域の自主防災組会等が実施する避難訓練等へ参加し、地域と一体となった取り組みに努める。

（２）教職員や保育士等に対する教育

学校等は、津波等の災害発生時に教職員や保育士等が適切に行動するため、防災教材等を活用して、教職員・保育士等が災害時にとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当や災害時に留意する事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図る。

6. 災害情報の提供、災害教訓の伝承

町は、津波災害情報を記録しホームページ等で公開する。

また、過去に発生した大災害の教訓や災害文化を後世に伝えていくため、津波災害に関する調査分析や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう努める。

○津波避難対策（ソフト対策）

東日本大震災等の教訓及び津波避難対策の先進事例等から、町は以下の津波避難対策の実施に努める。

（１）公助

- ア 町地域防災計画の見直し
- イ 津波避難計画の作成
- ウ 水門、樋門の運用方法の点検
 - －津波時を想定した運用方法
- エ 協定の締結
 - －避難ビル等の指定に関する協定
- オ 予備電源や輻輳対応などバックアップ手段の確保
 - －防災行政無線や発電機等の設置状況の確認等
- カ 防災事務に従事する者の安全確保
 - －消防団も含む行政職員の行動マニュアル整備
- キ 行政職員による日頃の支援
 - －避難行動要支援者への連絡、地域の避難訓練への参加、地域担当職の配置など
- ク 町災害対策本部の代替設置場所検討

- ケ 住民が切迫性を理解し、自主的・自発的に避難する周知・伝達内容のあり方
 - ー海拔表示看板の設置など
- コ 被災の状況に柔軟に対応した、避難情報の伝達方法
 - ー津波警報・注意報伝達内容の検討など
- サ 想定を超える事態への対応
 - ー津波ハザードマップ作成時、海拔表示看板設置時の記載内容の検討など
- シ 防災教育、児童・生徒・園児の安全確保
 - ー学校等における児童・生徒・園児の避難方法、家族等への受渡し方法の検討
- ス 多様な情報伝達手段の確保
 - ーJ-ALERT による伝達、防災行政無線の拡充、避難行動要支援者に対する伝達システム整備等
- セ 次代への防災情報の継承
 - ー過去の地震・津波情報の発掘、文献・古老・調査研究等の収集
- ソ 観光客に対する避難対策
- タ 防災教育の充実
- (2) 自助・共助（地域・家庭の取組み）支援
 - ア 実践的な防災訓練
 - ー冬季や夜間も想定した避難訓練、地震による家屋・道路被害等も考慮した訓練など
 - イ 防災啓発
 - ー津波浸水予測地図、避難計画の公開など
 - ウ 避難行動要支援者対策
 - ー避難行動要支援者名簿の整備・活用、個別の避難行動要支援者支援プランの整備・活用
 - エ 地域住民が主体となった防災活動
 - ー自主防災会（自衛消防団、区）等による地域の防災マップ、避難計画作成の支援
 - オ 緊急避難場所、避難路の再確認、整備
 - カ 地域に応じた適切な避難方法の検討（車・徒歩）
 - ー地域特性（避難行動要支援者の多少、道路状況、高所までの距離等）に応じた避難方法

第 3 章 津波防災地域づくりに関する法律への対応

1. 対応方針

町及び県は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）が、平成 23 年 12 月 27 日に施行されたことを受け、将来起こりうる津波災害を防止・軽減するため、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を総合的に推進する。

2. 基本理念

津波防災地域づくりにおいては、最大クラスの津波が発生した場合でも、「なんとしても人命を守る」という考え方で、地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設等も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、国、県及び町の連携・協力の下、地域活性化の観点を含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進することを基本理念とする。

3. 津波浸水想定の設定

県は、国土交通大臣が定める「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に基づき、津波浸水想定（津波により浸水する恐れのある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深）を設定し、公表する。

4. 推進計画の策定

町は、上記 3 で設定する津波浸水想定を踏まえて、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を作成する。

5. 推進計画区域内の特例措置の検討

県は、上記 4 で定める推進計画区域内における、津波防災住宅等建設区の創設、津波避難建築物の容積率規制の緩和、県における集団移転促進事業計画の作成等の特例措置について検討する。

6. 津波防護施設等の整備

町及び県は、推進計画区域内における津波防護施設の整備等を検討する。

7. 津波災害警戒区域等の指定

県は、上記 3 で設定する津波浸水想定を踏まえて、基本指針等に基づき、津波災害警戒区域、津波災害特別警戒区域の指定を検討する。